

第三者参加型の多数当事者仲裁の論点

——中国南通明德重工業 v. Crescendo 事件——

梶 田 幸 雄

- I はじめに
- II 事件の概要
- III 多数当事者仲裁に関する実務の動向
- IV 多数当事者仲裁と当該仲裁判断の承認・執行——仲裁範囲との関係
- V まとめ

I はじめに

国際商取引の形態が多様化、複雑化し、一つの商取引に関わる利害関係者も多くなっている。当然ながら紛争の様も複雑化している。このとき、紛争解決法として多く選択される国際商事仲裁に関して、仲裁手続への第三者関与を許容し、又は強制するような事案が見かけられるようになってきた。このような仲裁が行われる結果として、得ら

れた仲裁判断が任意に履行されない場合、給付請求権を得た当事者による仲裁判断の承認・執行の申立てが裁判所で自動的に承認されるか否か、さらに仲裁当事者の所在地ではない第三国で承認・執行の申立てがなされた場合はどうであるかといった国際商事仲裁をめぐる新たな問題が出現している。本稿では、このような問題について、中国企業に関わった中国南通明德重工業 v. Crescendo 事件を題材として、実務の動向とその問題点について若干の検討をする。

本稿で扱う事件とは、次のようなものである。中国の造船所と外国の船主との間で造船契約が締結され、外国船主は造船代金の融資を外国銀行から受け、船主は造船契約が不履行の際に前払金の弁済を受けるために保証契約を中国の銀行と交わした。二件の契約は、ともに紛争が生じた場合には英国法を準拠法としてロンドンで仲裁により解決すると約定された。造船契約が履行されなかったところ、前払金の返済を求める仲裁が外国船主により申し立てられ、外国船主へ融資をした外国銀行が、仲裁手続へ参加する一方で、中国の銀行は保証契約無効確認の訴えを中国の法院に提起した。この過程で船主に有利な仲裁判断が示され、船主は米国の裁判所に仲裁判断の承認・執行を申し立てた。

この事件には、国際商事仲裁に関連して、多数当事者仲裁という中心的争点のほかに、かかる仲裁が行われた結果、外国仲裁判断の承認・執行ということが生じた場合に、仲裁範囲との関連で仲裁判断の効力如何などの問題が派生的に出現している。

この事件は、中国企業が関わる外国仲裁において、複数の契約に関わる多数当事者仲裁であり、この外国仲裁判断の承認・執行申立が中国国外においてなされた初めての事件である。この意味でも注目される事件であると考えられる。

以下、(1) 事件の概要として、①造船契約から仲裁申立てまでの経緯、②その後の仲裁と訴訟の競合、③仲裁判断の米国における承認・執行申立について示した後に、(2) 多数当事者仲裁に関する最近の動向と併せてこの事件を検討し、当該仲裁判断が仮に中国で承認・執行申立がなされたとした場合の現時点における中国の法院の対応について検討する。

仲裁実務において多数当事者仲裁が見られるところ、この点について実際の事件をもとに国際商事仲裁実務における新たな論点について検討する意味があると考ええる。また、一般に外国企業と中国企業との紛争について中国国外の仲裁機関に仲裁付託をし、仲裁判断が示された結果、外国企業が給付請求権を有することになった場合に、当該仲裁判断の承認・執行申立をするのは中国国内においてである。本件のように中国国外に資産を置いている中国企業は多くないであろう。そこで、中国における外国仲裁判断の承認・執行について検討する意味もあると考ええる。

II 事件の概要

多少長くなるが、はじめに中国南通明德重工業 v. Crescendo 事件について、(1) 契約から仲裁申立、(2) 仲裁と訴訟の競合、(3) 米国裁判所における仲裁判断の承認・執行の判決に至るまでの経緯について、公開されている資料では不明確な箇所が多くあるので、この点について若干のコメントを加えつつ、各当事者の主張と仲裁廷、裁判所の判断を紹介する。

1 契約から仲裁申立に至る経緯⁽¹⁾

二〇〇七年八月一六日、中国の造船所を運営する南通明德重工業（中国法人。以下、「明德重工」という。）とマーシャル諸島に位置する Crescendo Maritime Co.（ギリシヤ法人。以下、「Crescendo」という。）は、明德重工を売主、Crescendo を買主とする貨物船の造船契約を締結した。同日、ともに New Future International Trade Co. Ltd.（中国法人。本社：山東省）が付属文書により共同売主に加わった。この造船契約では、英国法を準拠法とし、契約の履行に関わって紛争が生じた場合にはロンドン海事仲裁協会の規則によりロンドンで仲裁を行うことが約定された。二〇〇六年十二月に国際海事機構（IMO）は「船舶のバラスタック塗装性能基準」（PSPC）を公布し、IMO は、二〇〇七年七月一日以降に締結される造船契約には当該基準を強制的に適用すると通知した。そこで、Crescendo と明德重工は、当該基準を回避するために造船契約の日付を二〇〇六年十二月に変更し、契約金額を一、八〇〇万米ドル＋九一八万ユーロとし、分割払いをするものと約定した。Crescendo は、二〇〇七年九月二五日、二〇〇八年七月二一日、二〇一〇年一月五日にそれぞれ六二〇万米ドルを支払った。

この契約に関連して、Crescendo は、明德重工に造船代金の前払いをするための資金を Alpha 銀行（ギリシヤ法人）から借り入れた。Crescendo は、明德重工による債務不履行発生時に造船契約に基づく前払金（Alpha 銀行からの融資）の弁済保証を得るために、中国交通銀行青島支店（以下、「交通銀行」という。）と保証契約を交わした。当該保証契約も、英国法を準拠法とし、紛争が生じた場合にはロンドン海事仲裁協会の規則によりロンドンで仲裁を行うことが約定された。後に、Crescendo は、交通銀行との間の保証契約を Alpha 銀行に譲渡した（この「譲渡」の概念は、

Crescendo が保証契約のすべての権利を Alpha 銀行に譲渡したものと判然としない。

その後、船舶の建造が遅れたため明徳重工と Crescendo は、契約金額を二、〇〇〇万米ドル減額するなどの協議をしたが、結局交渉は決裂した。そこで、明徳重工は、二〇一一年一月二十九日に Crescendo に対して契約の解除を通告し、二〇一一年一月三〇日にはロンドンで造船契約解除を要求する仲裁申立をすることを通知した。

2 仲裁と訴訟の競合⁽²⁾

Crescendo は、明徳重工からの契約解除通知を受けたときに交通銀行に対して保証契約に基づく弁済を要求した。これに対して交通銀行が保証契約に基づく弁済を拒否したので、Crescendo は、交通銀行を被申立人とする仲裁をロンドンで申し立てることとした。

ここに、造船契約と保証契約に基づく一方の当事者（明徳重工及び New Future International Trade Co. Ltd. v. Crescendo、Crescendo v. 交通銀行）を同じくする二件の仲裁がロンドンの同じ仲裁廷で行われることになった。

そこで、仲裁廷は、二つの事件を併合して審理することにした。この際に Crescendo は、Alpha 銀行も当事者として仲裁審理に参加させるように主張した（Crescendo が Alpha 銀行を仲裁に共同参加させる場合にとのような資格で共同参加できるとするのかの主張は叙述されていない）。これに対して、交通銀行は、（１）仲裁手続は併合されるのではなく、個別に行われるべきであること、（２）保証契約に関する仲裁においては、Crescendo は保証契約を Alpha 銀行に譲渡しているので、Alpha 銀行のみが仲裁を申し立てることができるものであると主張し（Alpha 銀行には本件仲裁に関しては当事者適格を有しないという主張であろう）、仲裁管轄について異議を申し立てた。Alpha 銀行は、仲裁申立

の権利は Crescendo にあると反論し、Alpha 銀行は積極的に仲裁には参加したくないとの意向を示した (Alpha 銀行が、仲裁申立の権利は Crescendo にあると主張したのは、債権については Crescendo から Alpha 銀行に譲渡されたが、仲裁申立権は Crescendo に留保されておるという趣旨であるのか、明らかではない)。

しかし、仲裁廷は、Alpha 銀行は保証契約に基づく仲裁に関しては申立人として、造船契約に基づく仲裁に関しては被申立人として関与することが認められると判断した (如何なる証拠が提出された結果このような判断に至ったのかの理由は不明である)。ここに、仲裁廷は、仮に Crescendo に有利な判断が示される場合に、これが履行されることを担保するために、Alpha 銀行を保証契約仲裁の申立人、造船契約仲裁の被申立人として参加するよう求めた。

仲裁廷は、二〇一四年八月二三日に Alpha 銀行も仲裁審理に当事者として参加させることを決定し、これを交通銀行に通知した (交通銀行は、Alpha 銀行の仲裁手続への参加を拒否したまま、仲裁手続が進められた。Crescendo に仲裁申立権が留保されていれば、二件の仲裁を併合したことに問題はなさそうだが、この場合には Alpha 銀行は如何なる身分で仲裁手続に関わるのが問題となるだろう。この点については、以下の III-4 及び IV において検討する)。翌日、交通銀行は、仲裁廷が Alpha 銀行を仲裁に追加参加させたため、仲裁審理への参加を取り止めると通知した。これに対して、仲裁廷は、交通銀行に対して、一方的に仲裁手続を止めることはできず、仲裁廷の管轄権に対する異議は主張できないが、仲裁手続に参加することはできると通知した。

二〇一四年八月二十九日に交通銀行は、青島海事法院に明徳重工、Crescendo、及び Alpha 銀行の三者が造船契約に反し、共同詐欺を働いた (造船契約の日付を後日書き換えたこと。交通銀行は、この事実を知らなかったと主張している。) という理由で、Crescendo 及び Alpha 銀行を相手取って保証契約の無効確認を求める訴えを提起した。二〇一四年

一〇月二日に青島海事法院は、交通銀行及び同行の国内外支店が保証契約に基づき Crescendo 及び Alpha 銀行に元本及び利息の支払いをすることを禁止する支払差止命令を下した。

Crescendo 及び Alpha 銀行は、英国イングランド・ウェールズ高等裁判所女王座部（以下、「英国裁判所」という。）に青島海事法院における上記の支払差止請求裁判の無効確認の訴えを起こした。英国裁判所は、二〇一五年一月二五日に交通銀行に対して、紛争は仲裁により行われるべきであり、中国での訴訟を中止せよという差止命令を示した（この判決が下される前に、以下で叙述するとおり仲裁手続は進められ、仲裁判断が示されている）。この間に交通銀行は、数回にわたって仲裁の停止を仲裁廷に要求した。二〇一四年一月一〇日、Crescendo は仲裁廷に手続停止に反対するとの文書を提出した。翌日、仲裁廷は、手続を継続するとの回答を示した。二〇一四年一月一三日、交通銀行は、仲裁廷に対して最終審問にもその後の仲裁手続にも参加しないことを通知した。

二〇一四年一月、Crescendo は、保証契約書に仲裁合意があることを理由に青島海事法院には管轄権がないという異議を申し立てたが却下され、交通銀行による保証契約の無効を認める判決が下された。そして、Crescendo は、山東省高級人民法院に控訴した。

二〇一四年二月二七日に交通銀行は、仲裁廷に明德重工が破産したことを通知した。二〇一四年二月、明德重工は破産手続に入った。

二〇一四年二月三一日、ロンドン仲裁廷は、以下の仲裁判断を示した。仲裁廷が認定した事実では、保証契約に基づく弁済請求権は Alpha 銀行ではなく Crescendo に留保されていると認定する。また、Crescendo が不正を行ったとする証拠は提出されておらず、詐欺が行われたという交通銀行の主張、その他の交通銀行による抗弁も認容され

ない。そして、仲裁廷は、(1) 明德重工にすでに支払われた一、八六〇万米ドルに返済までの利息を併せて返済せよと命じ、(2) 明德重工がこの返済をできない場合には、交通銀行が Crescendo に弁済せよと命じた。

二〇一五年一月二〇日に Crescendo は交通銀行に仲裁判断の履行を請求した。しかし、交通銀行は仲裁判断を履行しなかったので、Crescendo は、二〇一五年六月九日に米国で仲裁判断の承認・執行を求める訴えを提起した。

3 仲裁判断の承認・執行申立て⁽³⁾

二〇一六年二月二二日、米国ニューヨーク州南部地区裁判所は、Crescendo の訴えを受け、交通銀行に対する仲裁判断の承認・執行を認める判決を下した。

交通銀行は、この裁判で以下の異議を申し立てた。第一に、(1) 裁判所の管轄権に対する異議、すなわち、米国の裁判所には仲裁判断で示された被申立人又は財産に対する管轄権がないという主張、第二に、(2) 仮に裁判所に管轄権があるとしても、フォーラム・ノン・コンヴェニエンスの法理によるべきであるという主張、第三に、(3) 仲裁判断がニューヨーク条約第五条第一項(c)「仲裁範囲の踰越」に反し、権限を踰越しているという主張、である。本稿は、多数当事者仲裁について検討しているので、米国裁判所が検討した上記の論点のうち、ロンドンの仲裁廷における多数当事者仲裁に関わる問題に関して、ニューヨーク条約に基づく交通銀行の抗弁と米国裁判所の裁定について叙述する。

以下が交通銀行の主張に対する裁判所の裁定である。

交通銀行は、ニューヨーク条約の下で第五条第一項(c)に反して、① Alpha 銀行が仲裁に参加し、②

Crescendo による詐欺行為があったことを理由に、保証契約に基づく保証金の支払いを拒否した。これに対して、裁判所は、それぞれ次のとおり裁定した。

① Alpha 銀行の仲裁参加について

交通銀行は、仲裁廷が Alpha 銀行を仲裁に申立人の一として参加させたことは、仲裁廷の過誤であると指摘するが、この点について何らかの規則違反があるということについて何も証明していない。Alpha 銀行は仲裁手続において積極的な役割を果たしていない。仲裁判断において交通銀行に命じられたことは保証契約に基づき Crescendo に弁済をせよというものであり、Alpha 銀行に対する弁済を命じていない。したがって、当裁判所は、Alpha 銀行の仲裁参加がニューヨーク条約の下で第五条第一項 (c) に反して承認・執行拒否事由になるとは認めない。

② 詐欺行為があったか否か

交通銀行は、仲裁人には Crescendo に対する詐欺申立について判断する権限がないと主張する。これに関しては、保証契約の準拠法である英国法により解釈する必要がある。英国法によれば、仲裁合意は契約当事者の契約関係から生じるすべての紛争に適用され、特定の事項について仲裁人の管轄から除外することが明示されない限り、仲裁人はすべての紛争について管轄権を有する⁽⁴⁾。

本件で争われている保証契約が無効又は詐欺によるものであるという交通銀行の主張について、仲裁廷は審理をした結果、交通銀行の主張を退けており、仲裁廷の権限内で判断を示している。したがって、当裁判所は交通銀行の主張を認めない。

二〇一六年九月に、Crescendo は、交通銀行と和解に達した⁽⁵⁾。このため、Crescendo は、青島海事法院の保証契約の無効確認訴訟判決に対する山東省高級人民法院への控訴を取り下げた。

以上の事件には、I で述べたとおり、国際商事仲裁に関連して、(1) 多数当事者仲裁又は第三者の仲裁への強制参加、(2) 外国仲裁判断の承認・執行要件として、多数当事者仲裁を行ったが故に仲裁廷の示す判断が仲裁範囲を超えているか否かといった問題などが存在する。以下、それぞれの論点について検討する。

Ⅲ 多数当事者仲裁に関する実務の動向

1 多数当事者仲裁の概念

多数当事者仲裁とは、多数の関係人が関わる紛争を一挙的に統一的に解決するため、多数（三人以上）の当事者を同一の手續に関与させて行う仲裁をいう⁽⁶⁾。この多数当事者の概念には広狭二義があり、狭義では、仲裁申立人又は被申立人が複数の当事者である場合を指し、広義には、すでに継続している仲裁手續に第三者が参加してくる場合を指す⁽⁷⁾。

では、広義の概念における第三者とはどのような概念であるのか。

一般に「第三者」は、申立人と被申立人の紛争の係争目的物に対して独立した請求権を有するか、又は独立した請求権は有さないが、事案の処理結果について法律上の利害関係があり、正式に当事者として仲裁に参与する者である。多数当事者仲裁を認める趣旨は、仲裁手続を簡素化して、仲裁コストを減少させ、基本的には当事者の適法な権利を保護するという効果が期待できるということにある。

多数当事者仲裁は、広狭二義のいずれの概念においても、仲裁管轄は当事者の授権による。この仲裁管轄は当事者の授権によるという意味は、仲裁合意のある当事者のみが仲裁事案の当事者となりうるということである。

国際連合国際商取引法委員会（UNCITRAL）国際商事仲裁モデル法第七条第一項は、「仲裁合意とは、契約に基づくか否かを問わず、一定の法律関係につき、当事者間で既に生じたか又は生じうべき、すべての又はある種の紛争を仲裁に付託する旨の当事者の合意をいう。」と規定している。また、日本仲裁法第二条は、「仲裁合意とは、既に生じた民事上の紛争又は将来において生ずる一定の法律関係（契約に基づくものであるかどうかを問わない。）に関する民事上の紛争の全部又は一部の解決を一人又は二人以上の仲裁人にゆだね、かつ、その判断に服する旨の合意をいう。」と規定している。中国仲裁法第四条は「当事者は、仲裁方式により紛争を解決する場合には、双方の自由意思により仲裁合意をしなければならない。仲裁合意がない場合には、一方が仲裁を申し立てても、仲裁委員会はこれを受理しない。」と規定している。

このように仲裁は、必ず当事者間の仲裁合意の存在を基礎とするものである。また、仲裁に付託される事項は、当事者が当事者間の如何なる財産権益に関する紛争を仲裁委員会に付託するかを取り決める内容のことであることからすると、仲裁廷がこれを管轄し、審理することも、当事者が仲裁による紛争解決につき合意した事項の範囲において

できるのであって、仲裁廷はこのときに当事者の請求が成立するか否かを決定する権利がある。したがって、仲裁合意のない利害関係者が仲裁に参加することを受け入れる権利はないということになる。仲裁当事者となる条件を有している第三者は、別途仲裁申立てをすることができるわけであるし、第三者としての仲裁当事者となりうる条件を有していない場合には、事情によって法院に提訴をするか、又はその他の解決手段を検討すればよい。ここに多数当事者仲裁の限界がある。

2 多数当事者仲裁の実務の動向

しかし、実務においては、多数当事者仲裁が認められる傾向にある。一九七二年に国際商業会議所（ICC）のセミナーを皮切りに、海事仲裁人大会、商事仲裁国際協議会（ICCA）、国際法協会（ILA）などで多数当事者仲裁の諸問題が論じられてきている。⁽⁹⁾ ICCでも多数当事者問題を取り扱ってきたが、ICC仲裁規則には第三者が関与する規定がなかったところ、これについて規定する発端となった事件として、Dutco事件が知られている。⁽¹⁰⁾

Dutco事件においてICC仲裁廷は、一つの建設契約に関連して交わされた複数の契約から生じた紛争について、各契約書中の仲裁条項がほぼ同じであり、ICC規則において多数当事者が関与する仲裁に関する規定を有していないところ、当該契約において（1）特に多数当事者の仲裁を排除することなく、ICC規則に付託していること、（2）当該建設契約に関わるコンソーシアム・アグリメントからは構成員間の多数当事者手続がありうることを黙示的に合意していると推測されるとして、事件を受理し、判断を示した。この仲裁判断を受けて、当事者の一方は、パリ控訴院に仲裁判断の部分的無効を求めたが、パリ控訴院はICC仲裁廷の事件受理理由とほぼ同様の判断を示

し、仲裁廷の構成も不公平であるとは認められず、当事者の公平性の原則も侵害されていないとして、請求を退けた。

現在、ICC仲裁規則では、すべての当事者を拘束する一つの仲裁合意の一応の存在が認められた場合には、利害関係を有する第三者を追加当事者として仲裁手続に参加させることができるようになってきている（ICC仲裁規則第六条第四項（i））。

このように、仲裁機関による仲裁規則においては、当該第三者が仲裁合意をしているとは明示的に認められない場合であっても、一応確からしいと思われる場合には、第三者を仲裁手続に参加させることを認めるルールが形成されている。仲裁合意の人的範囲を第三者に「拡張する（extension）」という手法が採られている。フランスでは、仲裁合意の拡張解釈を通じて、第三者の仲裁手続への参加を広く認めようとする姿勢が窺われる。⁽¹⁾

では、この多数当事者仲裁の概念が、明德重工業 v. Crescendo 事件について当てはまるか検討してみたい。

3 明德重工業 v. Crescendo 事件への当てはめ

Crescendo は、明德重工により造船契約の解除を請求する仲裁の被申立人となり、続いて Crescendo は、保証契約に基づき交通銀行に対する仲裁を申し立てた。ここに、造船契約と保証契約に基づく一方当事者（Crescendo）を同じくする仲裁がロンドンの同じ仲裁廷で行われることになった。そこで、仲裁廷は、二つの事件を併合して審理することにしたものである。

この根拠は、英国仲裁法第三五条（手続の併合と同時弁論）の（1）両当事者は自由に（a）当該仲裁手続を別の

仲裁手続と併合すること、あるいは (b) 同時に弁論（聴聞）手続を行うことを合意でき、そのための条件についても合意することができる。(2) 両当事者が仲裁廷に手続や弁論の併合を行う権限を授与することに合意しない限り、当該仲裁廷はこれらを命ずる権限をもたない。」という規定による。

前述したとおり、Crescendo は、Alpha 銀行も当事者として仲裁審理に参加させるように要求した。これに対して、交通銀行は、保証契約に関する仲裁においては、Crescendo は権利を Alpha 銀行に譲渡してゐるのだから、Alpha 銀行のみが仲裁を申し立てることができるものと主張し、異議を申し立てた。しかし、仲裁廷は、Alpha 銀行は保証契約に基づく仲裁に關しては申立人として、造船契約に基づく仲裁に關しては被申立人として認められ、したがって、仮に Crescendo に有利な判断が示される場合に、これが履行されることを担保するために、Alpha 銀行を保証契約仲裁の申立人、造船契約仲裁の被申立人として参加するよう求めた。

このような仲裁手続に問題はないか。そもそも Crescendo は、交通銀行を相手取った仲裁申立ができるのかという疑問もある。当初の Crescendo と交通銀行との間の保証契約は、Crescendo が Alpha 銀行に譲渡しており、そうであれば Crescendo と交通銀行との間には契約関係は存在しなくなり、仲裁合意もないことにはしないかという疑問である。これに対する明確な回答はない。事件の紹介のところでコメントを付したとおり、譲渡という概念及び／又は範囲が曖昧であるが、仲裁廷は、保証契約は crescendo に留保されていると認定している。そこで、Crescendo による二件の仲裁申立が受理されたと推察するしかない。

そうであるともう一つ別の疑問が生じる。すなわち、Alpha 銀行は如何なる身分で仲裁に参加するのかということである。

4 第三者の仲裁手続への参加強制の可否

小島教授は、仲裁の対象とされた紛争の基礎にある契約の趣旨、そして、その契約におかれた仲裁合意（仲裁条項）の趣旨にかんがみて、第三者の参加を予定しているとみられる場合であれば、当事者は、仲裁廷に対して、その第三者を参加させるべきことを求める申立てをすることができであろうという指摘をしている。⁽¹²⁾

一方、ロンドン海事仲裁協会仲裁廷は、「Alpha 銀行は保証契約に基づく仲裁に関して申立人として、造船契約に基づく仲裁に関しては被申立人として認められ、したがって、仲裁廷は、仮に Crescendo に有利な判断が示される場合に、これが履行されるような方式となるようにするために、Alpha 銀行を保証契約に基づく仲裁の申立人、造船契約に基づく仲裁の被申立人として参加するよう求めた。」と述べている。このことは、Alpha 銀行を二件の契約において共に当事者として仲裁に共同で参加する資格を有すると認定したということである。Crescendo に有利な判断が示され、Alpha 銀行が仲裁当事者に参加していないと、Crescendo が例えば Alpha 銀行のために交通銀行に対する代位訴訟のようなものを提起しなければならない。こうした場合には、結果を得るのに時間とコストがかかるので、訴訟経済ということを考えると、このような第三者であれば積極的に仲裁に参加させるのが適当であるという考え方を持ったということであろうと推察される。

米国ニューヨーク州南部地区裁判所の判決では、「仲裁廷が Alpha 銀行の仲裁参加を認めたことに過誤はなく、Alpha 銀行は仲裁手続において積極的な役割を果たしておらず、仲裁判断において交通銀行に命じられたことは保証契約に基づき Crescendo に弁済をせよというものであり、Alpha 銀行に対する弁済を命じていない故に、Alpha 銀

行の仲裁参加がニューヨーク条約の下で第五条第一項(c)に反して承認・執行拒否事由になるとは認めない。」と判示している。Alpha銀行の仲裁手続における関与が少ないことを取り上げて注目すべき点であろう。このように強制参加させられた当事者の関与の仕方問題になる場面があるのかも知れない。

米国では、任意であるか強制であるかを問わず、仲裁に対する当事者の参加について、以前から次のような考え方が存在している。すなわち、明德重工工業 v. Crescendo 事件と類似している *Compania Espanola de Petroleos v. Nereus Shipping* 事件⁽¹³⁾が参考になる。この事件において、船主と備船者、それと船主と備船者の保証人との間に別々の仲裁が開始されたが、船主の申立てによって米国連邦裁判所は事件を併合すべきであるとの命令を出した。同裁判所は、保証人が、備船者の「権利と義務を引継ぎ」及び「その契約の残余の履行」について合意されたときに、默示的に船主との紛争を仲裁に付託することに同意していると判断した。同裁判所の併合命令の根拠は、「二つの仲裁には共通の法律並びに事実問題があるだけでなく、(債務不履行)の問題について相違した判決を下す恐れがあった。」からであると述べられている。米国裁判所は、米国仲裁法において仲裁の併合を支持しているという。⁽¹⁴⁾

米国においては判例法が形成されており、代理 (agency) の法理のほか、第三受益者 (third party beneficiary) の法理、エクイティ上の禁反言 (equitable estoppel) の法理等により仲裁合意のない利害関係者に対しても、その効力が及ぶことがある。他方、フランスにおいては、グループ会社の法理 (doctrine of group companies) により仲裁合意の非署名者に対し仲裁合意の効力が及ぶことがある。⁽¹⁵⁾

以上のように最近では一定の要件を考慮した上で、第三者関与を認める傾向にあるものと考えられる。では、こうして得られた仲裁判断の承認・執行についてはどうか。当然ながら仲裁合意の当事者ではない利害関係者の参加があるこ

とをもって、給付義務を負うことになった当事者は、仲裁判断の承認・執行の拒否を主張する。以下、この問題について検討する。

IV 多数当事者仲裁と当該仲裁判断の承認・執行——仲裁範囲との関係

外国仲裁判断の承認・執行については、一九五八年に国際連合により「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」(以下、「ニューヨーク条約」という。)が採択されている。現在、ニューヨーク条約の加盟国は一六五カ国・地域にのぼる。⁽¹⁶⁾ 中国、米国、英国もこのニューヨーク条約に加盟しており、明徳重工業 v. Crescento 事件の扱いに関しても、外国仲裁判断の承認・執行は、ニューヨーク条約が適用される。また、ニューヨーク条約第五条は、外国仲裁判断の承認・執行を拒否する事由についても規定している。

明徳重工業 v. Crescento 事件では、外国仲裁判断の承認・執行に関して、中国当事者から (1) 仲裁範囲が合意の範囲を超えてくること (Alpha 銀行は、仲裁申立人とはなり得ないところ、仲裁廷が当事者として認定し、仲裁判断を示したこと) が承認・執行拒否事由に該当するという抗弁がなされている。そこで、以下において、ロンドン海事仲裁協会により示された仲裁判断の承認・執行が仮に中国で申し立てられたとしたらどのように裁定されるかについて検討し、外国仲裁判断の承認・執行に関する現時点の中国の考え方について考察してみたい。

中国において外国仲裁判断の承認・執行拒否について、ニューヨーク条約が拒否裁定の根拠となる⁽¹⁷⁾ところ、ニューヨーク条約第五条との関係で、多数当事者仲裁が承認・執行の場面で問題となるのは、主に仲裁廷の権限、仲裁範囲

の問題である。ほかに、明德重工 v. Crescendo 事件の関連で指摘すると、当事者の主張においては言及されていないが、①中国企業による対外保証が、中国の担保法に違反していないか否か、また、②仲裁と訴訟の競合が生じ、それぞれ異なる判断が示された場合の優先順位又は公序との関係も問題となることもあると考える。⁽¹⁸⁾ 以下では、本事件に直接的に関連する問題として、仲裁範囲の問題を中心に検討する。

米国ニューヨーク州南部地区裁判所は、Crescendo の訴えを受け、交通銀行に対する仲裁判断の承認・執行を認める判決を下した。Crescendo は、ニューヨークにおいて承認・執行を申し立てるといふ手法を採ったのであるが、仮に中国でこの申立てがなされたらどうかであろうか。

本件のほかに、中国で多数当事者仲裁、とりわけ第三者の仲裁手続への強制参加が問題となった米国 G M I (Gerard Materials Inc.) v. 蕪湖製錬所、蕪湖恒鑫銅業集団有限公司事件がある。⁽¹⁹⁾

これは、G M I が、蕪湖製錬所から銅の輸入をする貿易契約を締結したが、契約が履行されないことから損害賠償を求めて、蕪湖製錬所及び契約には署名していない第三者である蕪湖恒鑫銅業集団有限公司を被申立人として、ロンドン金属取引所仲裁裁判所に仲裁申立をした事件である。仲裁において、蕪湖恒鑫銅業集団有限公司は、「当社は本件の適格な被執行人ではなく、法により G M I の申立を却下するよう要求する。その理由は、当社と G M I の間で貨物売買取引は行われておらず、商品の売買に関する紛争も仲裁への関与もないからである。当社は蕪湖製錬所とのかなる資産又は資本関係も有しておらず、G M I は、当社を被執行人とする法的及び事実的根拠がなく、訴訟権の濫用である。」と異議を申し立てた。

以上の各当事者の主張に対して、ロンドン金属取引所仲裁裁判所は、英国仲裁法（一九九六年）及びロンドン金属

取引所規則に基づき、G M Iの請求を認め、蕪湖製錬所及び蕪湖恒鑫銅業集団有限公司の二社に対して給付義務を負わせる仲裁判断を示した。

しかし、中国企業が仲裁判断を任意に履行しないことから、G M Iは、中国法院に仲裁判断の承認・執行を申し立てた。これに対して、最高人民法院は、次のように判示している。⁽²¹⁾

「本件仲裁廷は、米国G M Iと蕪湖製錬所の売買契約の仲裁条項に基づき受理された案件であり、仲裁範囲に関して、仲裁廷はG M Iと蕪湖製錬所間の売買契約に関する紛争のみについて判断を示すことができる。ところが、G M Iの申立てによれば、G M Iとは仲裁合意のない蕪湖恒鑫銅業集団有限公司が仲裁被申立人として加えられる、G M Iと蕪湖製錬所及び蕪湖恒鑫銅業集団有限公司の三者間の紛争について判断が示された。仲裁廷の決定は、明らかに仲裁合意の範囲外である。

ニューヨーク条約第五条第一項(c)によれば、仲裁事項が仲裁合意の範囲を超えた場合には執行を認めない。ただし、仲裁廷が判断を示す権限を有するものとこれを越えたものを分割できるときには、判断を示す権限のあるものについて承認・執行されるべきであるとする。本件の場合、仲裁廷に権限があるものとそうでないものを明確に区別できる。仲裁廷は、判断書において被申立人という呼び方をしているが、いずれも蕪湖製錬所か蕪湖恒鑫銅業集団有限公司かを特定していない。しかし、特に明記しない限り、被申立人の意味には蕪湖製錬所と蕪湖恒鑫銅業集団有限公司の両方を含める必要があるが、この表現であると判断権限のある部分とそうでないものが不可分であり、最終判断書によれば蕪湖製錬所が単独で責任を負うべきとする明確な部分がある。この判

断に関する限り、仲裁廷は判断権を有し、かつ判断を分割することが可能であり、他に蕪湖製錬所と蕪湖恒鑫銅業集团有限公司の責任を明確に区別できないものは承認・執行を認めるべきではない。」

こうして最高人民法院は、G M Iの請求を一部認容し、第三者に対する承認・執行は認めない裁定をした。

また、類似の事件にSPLIETHOFF'S BEVRACHTINGSKANTOOREB. V. (オランダ法人。X)と中国電子進出口山東公司(Y₁)及び榮成市西霞口船業有限公司(Y₂)の事件がある。これは、次のような事件である。

XとY₁・Y₂は、造船契約を締結した。Xは、造船代金を前払いしたが、Yは納期に船舶の引渡しをしなかったため、造船契約に基づきロンドンで仲裁を申し立てた。Xの請求内容は、(1)契約の解除、(2)被申立人に対する前払い代金の返済、及び(3)被申立人が返済できない場合にはXは中国銀行山東支店に保証契約に基づく代金及び利息の弁済を請求するというものであった。

仲裁廷は、審理の結果、Xの主張を認容する判断を示した。その後、Yが仲裁判断を任意に履行しないので、山東省法院に仲裁判断の承認・執行を申し立てた。これに対して、Yは、仲裁判断が造船契約の当事者ではない中国銀行に代金及び利息の支払いを命じたことは、仲裁範囲を超えているという主張をした。

最高人民法院は、「SPLIETHOFF」に関する回答」で次のとおり述べている。⁽²³⁾

「中国銀行山東支店は、本件造船契約について買主の預託金の返済に関して保証をしているが、当該銀行は本件造船契約の一方の当事者ではなく、本件仲裁判断の及ぶ申立人又は被申立人ではない。保証契約の権利義務関係

は本件仲裁が判断する事項ではない。ロンドン仲裁廷の判断は仲裁合意の範囲を超えており、当該判断は承認できない。ただし、その他の分離可能な事項の判断に関しては承認する。」

上述のG M I事件では、G M Iは、契約当事者の他に契約は署名していない会社を含めた二社を被申立人する仲裁を申し立てた。この第三者が加わった仲裁判断を中国最高人民法院は無効とはせず、仲裁判断において二当事者の責務を分けることができるとして、契約当事者に対する請求に限って承認・執行を認めた。SPLIETHOFF事件では、契約の一方当事者を被申立人とした仲裁の申立てであったが、請求内容に第三者に対するものもあり、この請求が仲裁判断で認められたものである。この仲裁判断に対して、最高人民法院は、契約当事者に対する仲裁判断を承認し、第三者に対する請求は棄却した。

再び、明徳重工 v. Crescendo 事件に戻って検討すると、保証契約の当事者は、交通銀行とCrescendoである。交通銀行は、Crescendoは保証契約をAlpha銀行に譲渡したため、Crescendoには請求権がないと主張した。しかし、仲裁廷は最終的に、Alpha銀行を申立人に加えた。

仲裁の相対性と秘密性は、当事者が、訴訟のように当事者又は第三者の追加を請求できないのが原則である。そうでなければ、仲裁合意の範囲を超えることになる。ニューヨーク条約第五条第一項(c)によれば、仲裁範囲を超えた判断は承認・執行の拒否事由となる。

本件における問題は、Crescendoが保証契約をAlpha銀行に譲渡したところ、保証契約の仲裁条項が交通銀行とその保証契約をCrescendoから譲り受けたAlpha銀行を拘束する否かである。一般に契約の仲裁条項は契約に付随

して譲渡され、契約の譲受人も原契約の仲裁条項に拘束される。

本件の仲裁判断の中国における承認・執行に関して、中国の法院は如何なる審理をするか。

仲裁廷は、(1) 明德重工にすでに支払われた一、八六〇万米ドルに返済までの利息を併せて返済するように命じ、(2) 明德重工がこの返済をできない場合には、交通銀行が弁済せよと命じたのであるから、中国の法院としては、はじめに(1)を承認するか否か、(1)を承認しても物理的にこれを執行できない場合、(2)を承認するか否かである。

(1)については、仲裁廷による判断に異論は生じない。(2)については、Alpha銀行の仲裁への参加の経緯、適否が問題になる。ニューヨーク条約第五条第一項(c)によれば、以下のことが検討されることになる。すなわち、仲裁廷が、保証契約に基づきAlpha銀行を仲裁手続に参加させたことの適否である。これがCrescendoと交通銀行の仲裁合意の範囲を超えているという主張を交通銀行がすることになるであろう。仲裁合意は交通銀行とCrescendoを依然として拘束する。仲裁合意は、交通銀行とCrescendoの間、又は交通銀行とAlpha銀行の間に存在し、同時に三者の間に存在することはないということになる。ところが、仲裁廷は三者の関係を審理し、一通の判断書を作成している。交通銀行は、Crescendoに弁済せよと命じているので、ここに、仲裁手続には瑕疵があり、仲裁廷がAlpha銀行を交通銀行とCrescendoの仲裁に参加させたことは、仲裁範囲を超えているという問題が生じる。

中国の法院は、GMIやSPLEITHOFFの事件に照らして考えれば、(1) 明德重工への返済命令を承認しても、(2) 交通銀行に対する弁済命令は承認されないという裁定をするかも知れない。

V ま と め

本稿で取り上げたように多数当事者仲裁が行われる事案が、国際商取引の形態が多様化、複雑化するに伴って、少なからず見られるようになってきている。この多数当事者仲裁について、各国国際商事仲裁機関や各国裁判所において、その対応は一致していない。それでも仲裁機関や裁判所は、この実務上において出現している状況を認める傾向にあるように思われる。

近年では、国際取引において農林開発、エネルギー資源、鉄道・道路・港湾・空港などインフラ建設といった様々な分野で Public Private Partnership (PPP) や Build Operation Transfer (BOT) 方式が採用されている。このとき契約の密接な利害関係者であるが、仲裁合意には署名していない関係者が多数おり、紛争が生じた場合に円滑な処理をし、関係者の利害調整を図ることを考慮した場合に仲裁合意のない利害関係者を紛争当事者として仲裁手続に参与させることが行われてきている。⁽²⁴⁾

澤田教授は、「仲裁をさらに複雑にする要素として、仲裁合意の当事者でない者が申立人になったり、被申立人にされる状況もある。」⁽²⁵⁾という。本稿で取り上げた事件は、このような要素もあつたのではないかと考える。

このとき、新たな論点として、当初の仲裁合意では予定されていない当事者の手続への参加について、(1) 参加を要求する要件、(2) この場合の仲裁人の選任方法、(3) 仲裁の併合の要件などが検討されなければならない。また、(4) 仲裁と訴訟が競合した場合の処理基準も問題となろう。仲裁により紛争を解決しようという当事者の意思の尊重との関連も問題になりそうである。当面は、仲裁機関が当事者に参加するように説伏し、新たな仲裁合意を得

るといふようなことが現実的な解決方法である。そうでなければ、仲裁判断が任意に履行されない場合、その承認・執行をめぐる仲裁合意の不存在といった抗弁が主張されることもあるだろう。米国連邦仲裁法四条は、仲裁に応じない当事者に対し、反対当事者の申立てにより、事件を仲裁へと付託することを命じるとしている。

Stavros Brekoulakis 氏は、政策的の観点から仲裁の効率を高めるために、第三者と対話し、彼らの利益を実現する必要があり、これにより手続の重複を避け、仲裁の範囲も拡大するという指摘をしている。⁽²⁶⁾ また、仲裁合意のない第三者を仲裁手続に参加させる理論的根拠は、「合意」の概念から、「紛争」の概念にシフトすべきであるとも提案している。⁽²⁷⁾

一方で、ニューヨーク条約は、当事者が仲裁により紛争を解決するという意思の尊重がなされるがゆえに、国際的に各国・地域の仲裁機関で行われた仲裁判断を尊重し、各国・地域で承認・執行が担保されてきた。ここに国際商事仲裁のジレンマがある。多数当事者仲裁と仲裁合意が存在するがゆえの仲裁判断の承認・執行のバランスをどのようにとるのか。本稿で扱った問題について、国際的に議論し、統一的見解を示すような時期になりつつあるのだろうか。

なお、中国においてはどうか。中国の仲裁機関は、多数当事者に関する規定は存在しないところ、上述の事案でも見られるように、現時点においては考えられないであろう。ただ、海外の仲裁機関で行われた仲裁判断の承認・執行が求められた場合には、最高人民法院の当面の判断基準では、中国の司法主権が侵害されない限り、これを承認・執行する傾向にあると考えられる。⁽²⁸⁾

- (1) Crescendo Maritime Co. v. Bank of Communications Co. Ltd. (Crescendo Mar. Co. v. Bank of Communs. Co. 2016 U.S. Dist. LEXIS 21824, 最終閲覧日：二〇一〇年九月四日) 及び Crescendo Maritime Co & Anor v Bank of Communications Company Ltd. & ors. (<https://www.casemine.com/judgement/uik/5a8f7c860d03e7f57eb210e>, 最終閲覧日：二〇一〇年八月十三日) など。
- (2) 前掲注(1) 及び張曉明「由「Crescendo」案探析倫敦仲裁与中国訴訟的冲突」(仲裁与法律, 第一三九輯) 一八一—三三頁)。
- (3) United States District Court, Southern District of New York, 22 February 2016, 15 Civ.4481 (JFK), Yearbook Comm. Arb'n XIJ (2016), pp.671—676.
- (4) 英国法に於ける「よきな考え方に於ては、例えは、Fiona Trust & Holding Corp v. Privalov. [2007] UKHL 40 (https://www.trans-lex.org/312142/_/fona-trust-holding-corp-v-privalov-%5B2007%5D-ukhl-40/) (最終閲覧日：二〇一〇年三月一日) がある。
- (5) 和解の内容に関する叙述はないので不明である。交通銀行は、おそらくは明徳重工のメインバンクであり、破産手続により明徳重工に対して有していた債権を回収でき、これをもって Crescendo の弁済に充当したということであるかも知れない。
- (6) 小島武司・猪股孝史『仲裁法』(日本評論社, 二〇一四年, 三六八—三六九頁)。ステリオス・クスリス(西澤蘭美訳)「多数当事者関与の仲裁に関する諸問題—仲裁人の選定の問題を中心として—」比較法字, 二九巻二号, 一三三—一五二頁。
- (7) ただし、これらには該当しない事例も見られることが認識されるようになってくる(前掲注(6))。ステリオス・クスリス(二三八頁)。ほかに清水宏「多数当事者仲裁手続に関する一考察」比較法雑誌, 三二巻二号(一四五—一四六頁)。前掲注(6)、小島・猪股, 三六九頁。
- (8) ここて言う「独立」とは、いわゆる三面訴訟における独立当事者という意味ではない。
- (9) 澤田壽夫「多数当事者仲裁：付託事項書・仲裁人契約と責任：判断の補正」(JCA ジャーナル, 四三巻三号) 一二三頁。
- (10) Siemens AG and BKMT Industrieanlagen GmbH v. Dutco Consortium Construction Company Ltd. (<https://scfcool.org/international-arbitration-laurence-shore-and-christian-leathlhl?page=18>, 最終閲覧日：二〇一〇年九月七日)。また、Christopher R. Seppala Multi-party arbitrations at risk in France, International Financial Law Review, March 1993, pp.33—35 (https://heinonline.org/HOL/Page?handle=hein.journals/intfinr12&div=46&g_sent=1&casa_token=&collection=journals).

最終閲覧日：二〇二〇年九月七日)。

- (11) ただ、関与ルールに対しては、国内外から、どのような関与をすれば仲裁合意の効力が及ぶことになるのか、基準が明確ではないかという批判が寄せられている。フランスの裁判所が採用している関与ルールの基準の明確性は、「非署名者の関与が、契約に係るプロジェクトの実現のために重要な寄与といえるか」否かという定式を立てるといふ(越智幹仁「超国家法的仲裁の希求―フランスにおける仲裁合意の人的範囲の拡張事例を契機として―」国際商取引学会年報、二〇一七年、一九号、九一―一〇四頁)。
- (12) 小島武司『仲裁法』青林書院、二〇〇〇年、二五八頁。
- (13) <https://law.justia.com/cases/federal/appellate-courts/F2/527/966/309637/> (最終閲覧日：二〇二〇年三月一四日)。
- (14) Gerald Aksen (アメリカ仲裁協会・法律顧問)「米国における多数当事者仲裁」海事法研究会誌、第三八号、一九八〇年一〇月、一五―二八頁。ほかに前掲注(6)、ステリオス・クスリス、二三三―二五二頁。
- (15) 中村達也「越智報告に対するコメント」国際商取引学会年報二〇一七年、一九号、一〇五頁。例えば、よく知られている事件にDow Chemical v. Isover Saint Gobain (Fr. U.S. Switz. v. Fr.) などがある (International Commercial Arbitration, 131, 131-38 (1982))。
- (16) 国連国際貿易法委員会のホームページ、https://uncitral.un.org/zh/texts/arbitration/conventions/foreign_arbitral_awards/status2 (最終閲覧日：二〇二〇年九月一日)。
- (17) 一九八七年四月一〇日に最高人民法院の「ニューヨーク条約執行通知」による。
- (18) 中国の公序の問題については、梶田幸雄「中国の外国仲裁に対する司法審査の新動向」(法学新報、第一二六卷第十一・十二号(二〇二〇年二月)一四〇頁)を参照いただきたい。
- (19) 最高人民法院関于美国GMI公司申請承認英国倫敦金屬交易所仲裁裁決案復函(二〇〇三)民四他字第一二二号。<https://wenku.baidu.com/view/dda0f7160b4e767f5a6fee6html?re=view> (最終閲覧日：二〇二〇年八月二二日)。
- (20) 蕪湖恒鑫銅業集团有限公司の関与については、詳しい説明はない。GMIは、蕪湖製錬所は蕪湖恒鑫銅業集团有限公司のグループ会社であると主張している。
- (21) 前掲注(19)。

- (22) 最高人民法院關於西特福船運公司申請承認英國倫敦仲裁庭作出的仲裁裁決案件請示復函(二〇一五)民四他字第四八號(<https://www.pkulaw.com/chl/adc6d840d3d9b35bdfb.html>, 最終閱覽日: 二〇二〇年九月七日)。
- (23) 同前。
- (24) 仲裁手続への第三者参加と「仲裁手続」の例外的な「The Courtney, Binding Non-Signatories to International Arbitration Agreements: Raising Fundamental Concerns in the United States and Abroad. Richmond Journal of Global Law & Business, <https://scholarship.richmond.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=1096&context=global>, (最終閱覽日: 二〇二〇年九月一日)。
- (25) 前掲注(9)、澤田、八頁。
- (26) Stavros Brekoulakis, The Relevance of the Interests of Third Parties in Arbitration-Maximizing the Efficiency of Arbitration, PENN STATE LAW REVIEW [Vol. 113:4] p1175, <http://penstatelawreview.org/articles/113%20Penn%20St.%20L.%20Rev.%201165.pdf>, (最終閱覽日: 二〇二〇年九月一日)。
- (27) Stavros Brekoulakis, Rethinking The Concept of Consent in International Commercial Arbitration: A General Theory for Non-Signatories, <http://arbitrationblog.kluwerarbitration.com/2019/02/12/relooking-at-consent-in-arbitration/?print=print>, (最終閱覽日: 二〇二〇年九月一日)。
- (28) 前掲注(18) 参照。

(本学法学部教授)